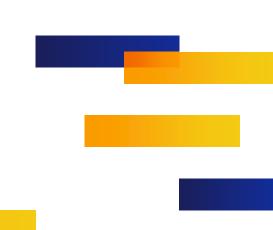
Visaの仕組みと役割・ セキュリティー戦略

ビザ・ワールドワイド・ジャパン

取締役 次席代表 松田 典久





1 November 27 2014 Visa Public

将来予測に関する記述および免責事項

本プレゼンテーションには、1995年米国私的証券訴訟改革法(the U.S. Private Securities Litigation Reform Act of 1995)に定義された意味における将来予測に関する記述が含まれています。これらの記述は、「目的」、「目標」、「戦略」、「機会」、「継続する」、「可能である」、「であろう」などの用語や、その他の類似した将来予測を含むことから特定されます。このような将来に関する記述の例としては、会社の戦略と製品の結果、目標、計画、目的についてなどが挙げられますが、それらに限定されるわけではありません。将来予測に関する記述は、 その性質上、(i)その記述がなされた時点のことを述べるもので、(ii)歴史的事実を記述したり将来のパフォーマンスを保証するものではなく、(iii)予見または数値化することが困難なリスク、不確実性、及び想定(仮定)、状況の変化に服することになります。したがって、実際の結果が、将来予測に関する記述に比して実質的におよび不利な方向に異なってしまう可能性があり、そのような差をもたらす様々な要因には、新たな法律、規制および市場障壁の影響; 経済的要因; 組織としての有効性または主要従業員の喪失; 新たな商品やビジネスを効果的に開発できないこと; Visa Europeが保有するプットオプションの行使;弊社最新の10-K様式年次報告書および弊社最新の10-Q様式四半期報告書の「リスク要因」の項目で検討されているその他の要因、などが含まれます。このような記述には、過剰に依存すべきではありません。

ケーススタディ、統計、リサーチ及び推奨は、現状のまま提供されるものであり、情報提供のみを目的とすることが意図されているものであって、運営、マーケティング、法律、技術、税務、財務、その他に関するアドバイスとして、これに依拠すべきではありません。貴社は、貴社がおかれている状況においていかなる法令が適用されるかの判断につき、自らの法律顧問に相談すべきこととなります。推奨又はプログラムにかかる実際のコスト、それによってもたらされるセービング(節約分)及び利益は、貴社独自のビジネスニーズ及びプログラム要求事項に応じて異なる場合があります。推奨は、その性質上、将来のパフォーマンス又は結果を保証するものではなく、また、予見し又は数値化することが困難なリスク、不確実性、及び想定(仮定)に服することになります。Visaは、貴社による本文書に含まれる情報(いかなる性質のエラー、脱漏、不正確さ、不適時さ等も含む)の使用、又は、その使用を通じて貴社が導き出すかもしれない想定(仮定)もしくは結論についての責任を何ら負いません。Visaは、商品性、特定目的適合性についての保証、第三者の知的財産権への不侵害の保証、明示・黙示を問わず一切の保証をせず、これらに関する保証責任を明確に否認します。適用法が許容する限りにおいて、Visaは、あらゆる法理論に基づく一切の損害(特別損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的損害等を含むがこれらに限定されない)、又は営業利益の損失、事業の中断、事業上の情報の喪失、その他の金銭上の損失による一切の損害について、たとえかかる損害が生じる可能性について告知されていた場合であっても、クライアント又は第三者に対して何らの賠償責任も負わないものとします。



Visaについて





Visa という名称の由来は、外国に入国する際に必要な査証=ビザ(VISA)に由ります。ビザがあればその国に自由に出入りが出来るように、Visaカードを持っていれば、いつでもどこでも支払いが出来(Honor All cards)、Visaは消費者の自由なライフスタイルをサポートするという意味が込められています。



決済システムの中心にVisa





Visaという組織

提供するもの

- Visaのブランドを使ったペイメント サービス
- ・世界最大規模の電子決済ネット ワーク*
- プロセシングならびにプロダクト プラットフォームの提供

提供しないもの

- クレジットカード発行業務
- ・カード取扱加盟店の契約
- 消費者に対する与信判断
- ・貸金業



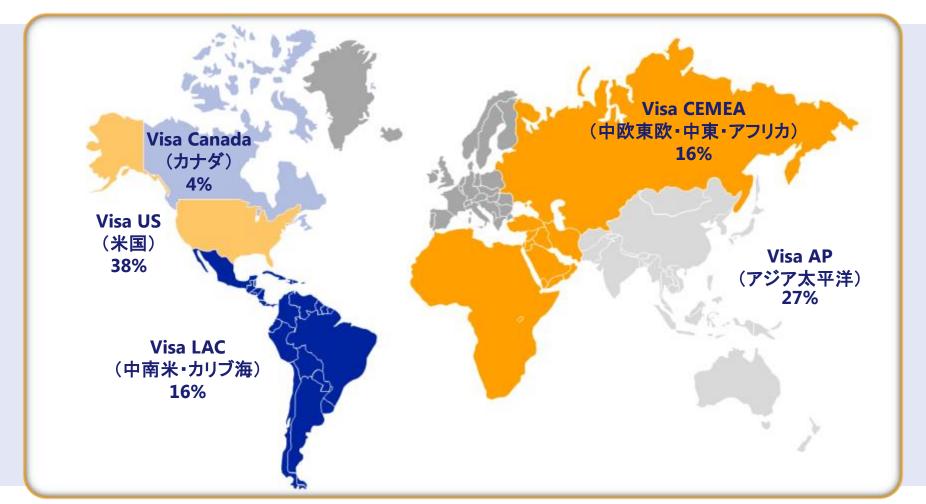
金融機関にペイメントプラットフォーム とサービスを提供する組織



^{*} Based on payments volume, total volume, number of transactions and number of cards in circulation.

世界中で展開しているビジネス

2013年12月31日 〆四半期時点の地域毎の総取扱高*



*キャッシングを含む



Visaが提供する支払い方法



Visaは様々な国、場面で支払い方法を提供いたします



後払い



即時払い



前払い

クレジット

与信枠内での利用

デビット

預金残高からの利用

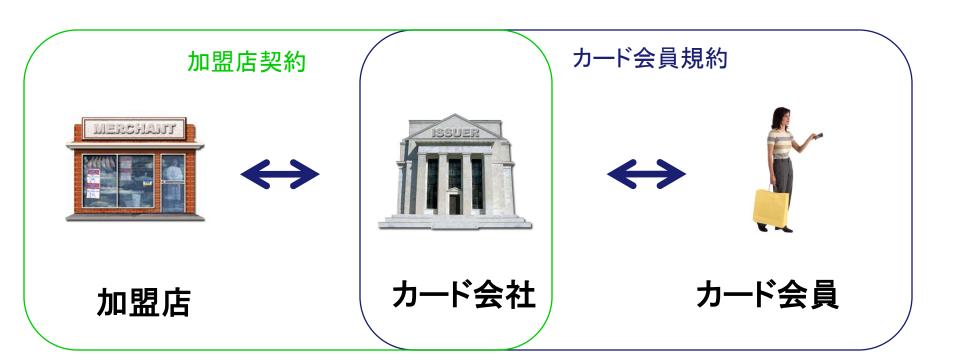
プリペイド

事前入金額からの利用

(入金方法は様々)



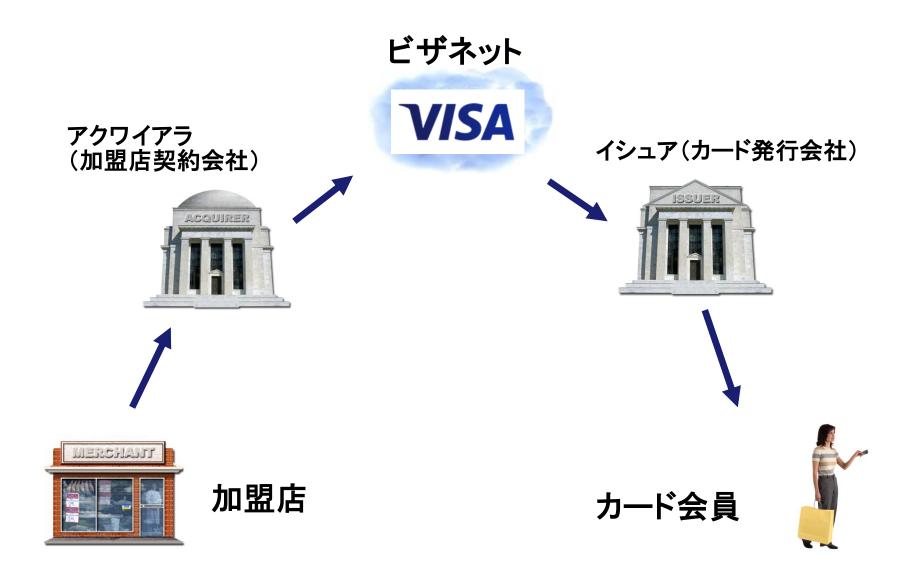
カード決済のしくみ (3 Party business model)



アクワイアラ(加盟店契約会社)とイシュア(カード発行会社)が同じ

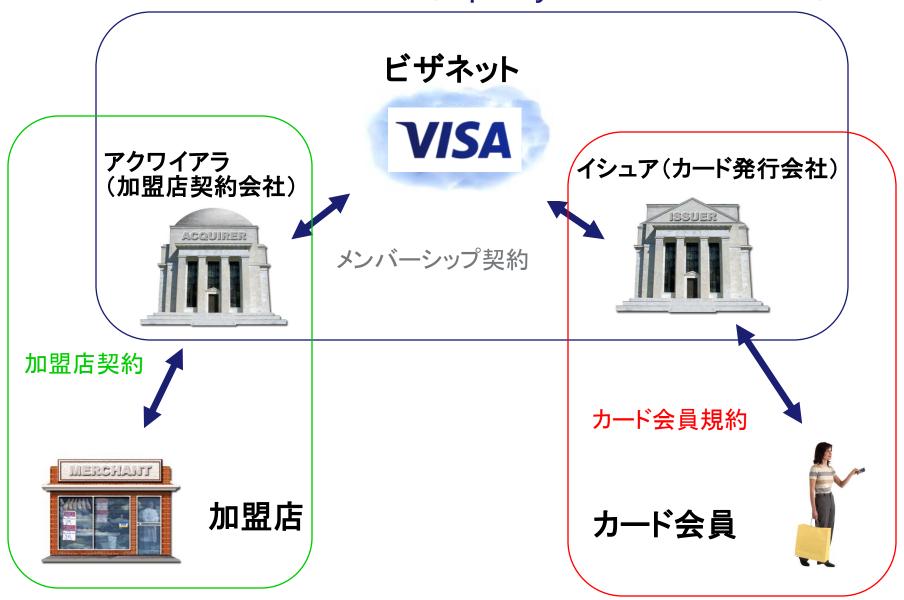


カード決済のしくみ (4 Party business model)





各プレーヤーの役割と責任(4 party business model)





ビザのルールについて

《大原則》

- Honor All cards 全てのビザカードは全てのビザ加盟店で差別なく 取扱わられなければならない
- 各国現地法との関係 ビザ取引は当該イシュア(カード発行)国およびアクワイ アラ(加盟店)国双方で合法でなければならない
 - 法律等と不整合がある場合はその国の現地法に従わなければ ならない

《ビザの関連ルール:代表例》

Visa Global Brand Protection プログラム (GBPP)

ビザは加盟店の違法行為が確認された場合は、アクワイアラに即時契約解除を要求するとともに、自らも世界中のウエブサイトのモニタリング等を行う。



ビザのルールについて

・ Visa リスク管理プログラム

ビザは取引の信頼性を維持するために各種のリスク管理プログラムを運用している。特定の加盟店(またはアクワイアラ)において不正取引が一定以上発生した場合、アクワイアラに対し調査と対応を求める。

• 問題解決に関するプロセス

ビザはイシュアとアクワイアラ間で発生する取引に係わる諸問題の解決のため、 当事者間での協議に加えて、頻発するパターンを効率的に処理するために チャージバック制度を導入している。またビザルール違反が報告された場合に は、改善を要求するコンプライアンス制度を運用している。

Payment Facilitator (PF) ルール

ビザはPF(決済代行会社)と契約するアクワイアラに資格要件と管理義務を定義している。

GBPP適用事例

- 1. 中国EC加盟店における模造品販売への対応
 - 国際的な知的財産権の侵害(WTO)と大量の消費者被害報告
 - 現地におけるQSP(Qualified Service Provider)プログラムの実施
 - 不正取引を行った決済代行会社を排除、30社から8社に縮小
- 2. Binary option (バイナリーオプション*) 取引

*短期で為替相場を予想し資金を投資する取引。予想通りに変動した場合は収益が発生し、逆ぶれした場合は損失が発生する

- 金融庁H/Pに「海外所在の無登録業者と、インターネットサイトを通じて、 為替のバイナリーオプション取引を行っている業者名」公表
- イシュアからの具体的被害報告をもとにGBPPによりアワイアラが加盟店 契約を解除
- 3. ショッピング枠現金化取引(日本)
 - 警察庁が事業者リストを提示しビザに対応を求めた
 - 「当該事業が実質的に消費者金融であり、事業者は違法な金利を課している」との司法の違法判断に基づき該当事業者のアクワイアラに対しGBPPによる契約解除を要求



Visaのセキュリティ一戦略





PROTECT(保護) カード情報を犯罪者 から守る

RESPOND(対策)

被害を最小化するため の対策と監視

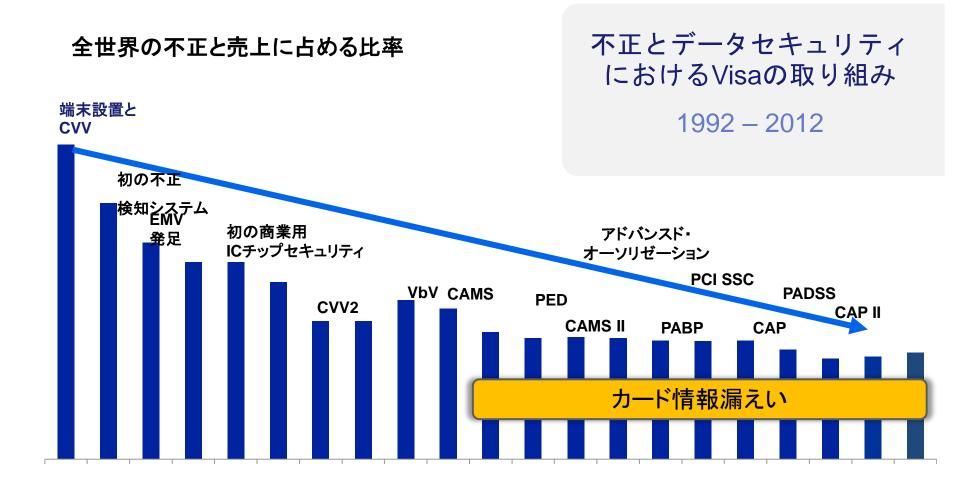


PREVENT(予防)

「認証」を通じ取引の

真正性を確保する

Visaのセキュリティ対策

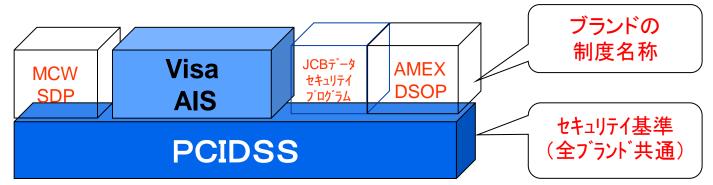






PCIDSSと国際ブランドの診断プログラム





PCIDSS: Payment Card Industry Data Security Standard

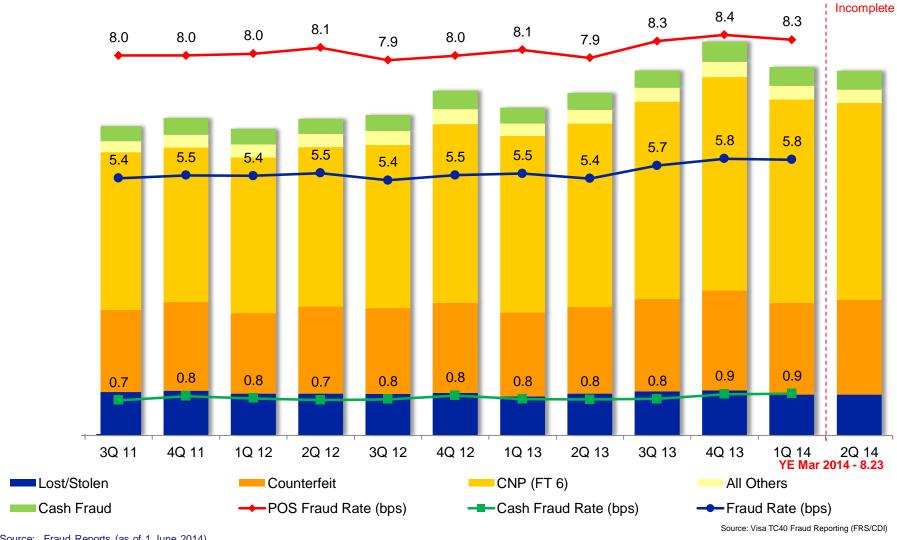
AISとは

- 決済カードの口座情報・取引情報を保護するための、Visaの国際的な情報セキュリティ・プログラム
- 国際ブランド共通のカード情報セキュリティ基準である"PCIDSS"に 基づいて、カード情報を安全に保管することを確認するためのプログラム
- 加盟店、プロセッサー、インターネット決済サービス事業者など、 カード情報・取引情報の処理・保管を行うすべての企業が対象となる(Visa カードの取引に関わる全世界のすべての事業者に必須とされている)
- 取引ボリュームにより3種類の診断を通じ"PCIDSS"準拠状況を 評価・確認する



全世界の不正傾向

Global Overall Fraud Trends



Source: Fraud Reports (as of 1 June 2014)

「VISA認証サービス」



- ネットショッピングにおいて、独自のパスワード認証を 取り入れることにより、カード決済を行う顧客の本人確 認を行う仕組み
- 非対面取引時のクレジットカード不正使用を出来る限り低減させるため、Visa は、「3-D セキュア」と言う、ネット上でのカード決済で本人確認を行うためのプロトコルを開発
- 3-Dとは、3つのドメイン(イシュア・ドメイン、インターオペイラビリティ・ドメイン及びアクワイアラ・ドメイン)から構成されるスキームを意味する
- 日本では2004年4月から、MasterCard と JCB が Visa より技術供与(ライセンス)を受け、各社固有の名称で同様のサービスを開始



VISA 認証サービス







EMVライアビリティ・シフト(L/S)

現在

イシュア (磁気専用カード)





アクワイアラ (磁気/CHIP端末)



2015 年10月以降

イシュア (CHIPカード)







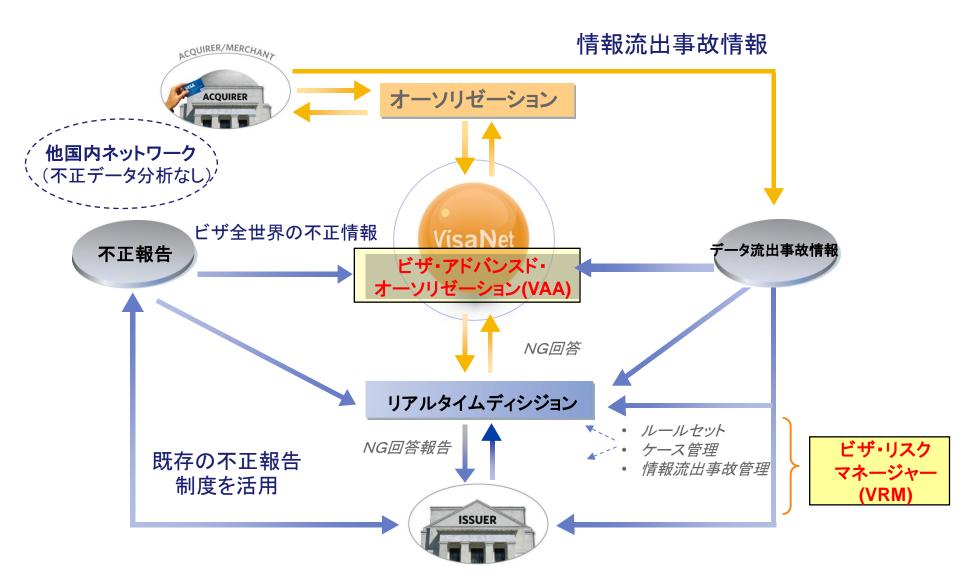






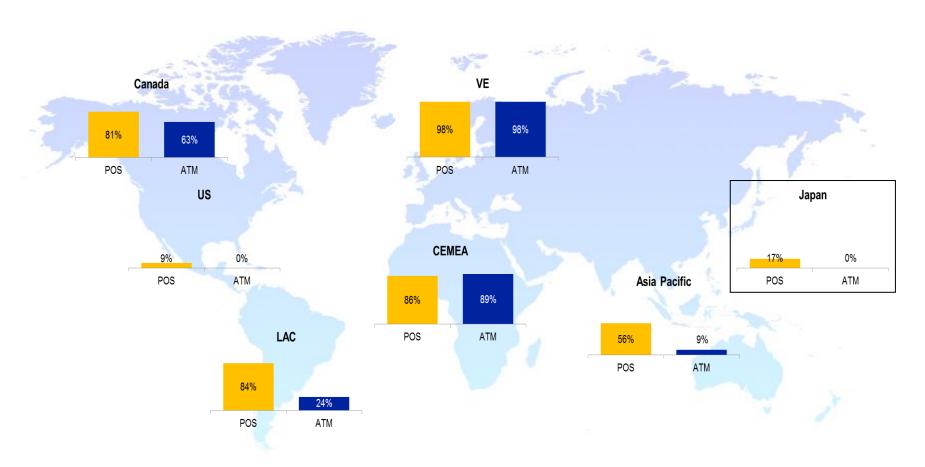
VisaNetをモニタリング リアルタイムで不正を検知





EMV化の普及状況(地域別)

アクワイアリング: CHIP端末で処理された取引の比率

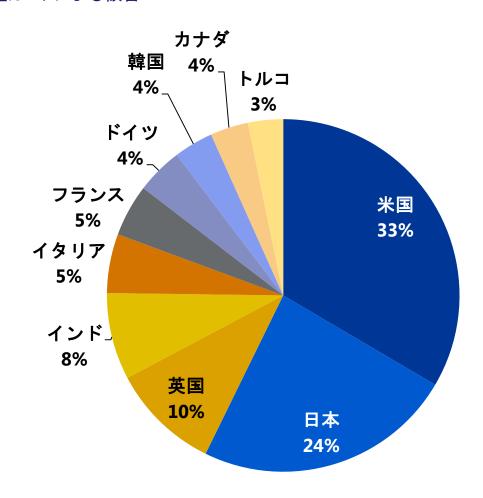


^{*}As of Oct to Dec 2013. Source VisaNet clearing & settlement counts. Visa Europe is the exclusive licensee of Visa Inc. in the territory covered by the EU.



日本イシュアカードによる偽造被害の発生国

期間:2012年10月-2013年9月 日本イシュアの偽造カードによる被害



Visa Public

Source: TC40 client reported counterfeit fraud transactions (ex cash)

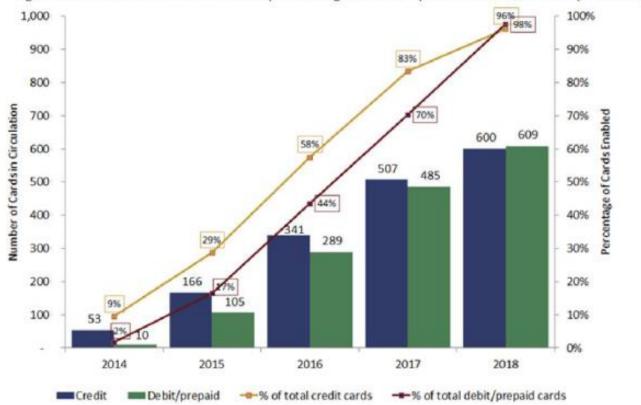


米国ICカード化予測(カード)

- ・今後4年間で98%のカードがIC化すると予測
- ・短期間切替可能な理由はカード有効期限の短さ(3年)

Growth in EMV Card Penetration Will Occur Most Significantly From 2015 to 2017





"EMV in USA: Assessment of Merchant and Card Issuer Readiness", Javelin Strategy & Research, April 2014

© 2014 Javelin Strategy & Research

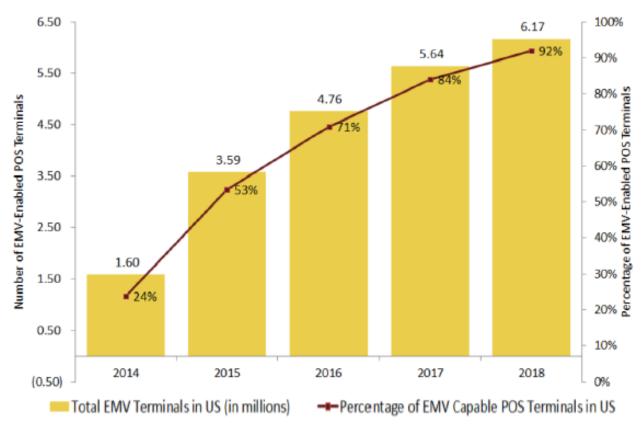


米国ICカード化予測(端末)

- 今後4年間で92%のPOS端末がIC化すると予測
- •中国(2014年末)、韓国(2015年末)にChip Mandateで決定

More Than Half of U.S. Terminals Will Be EMV-Capable by 2015

Figure 12: Percentage and Number of Total U.S. EMV POS Terminals, 2014—2018

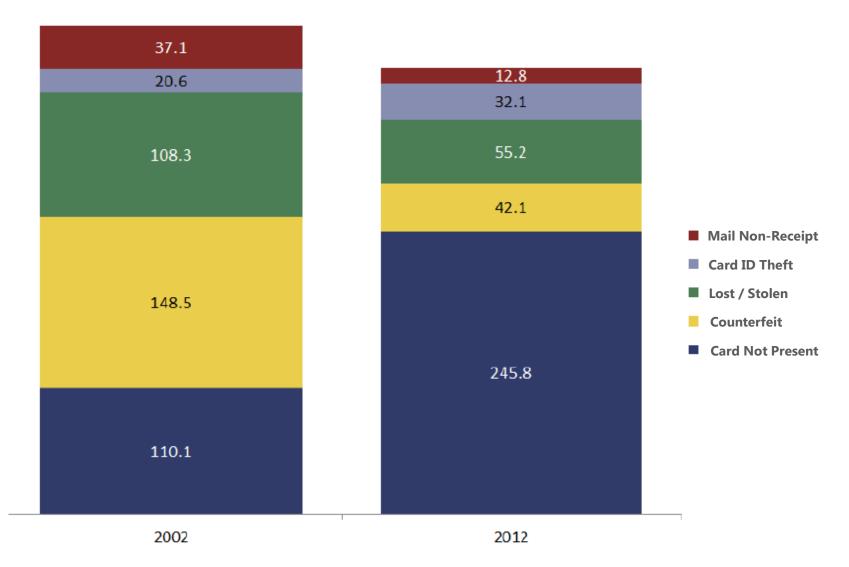




© 2014 Javelin Strategy & Research



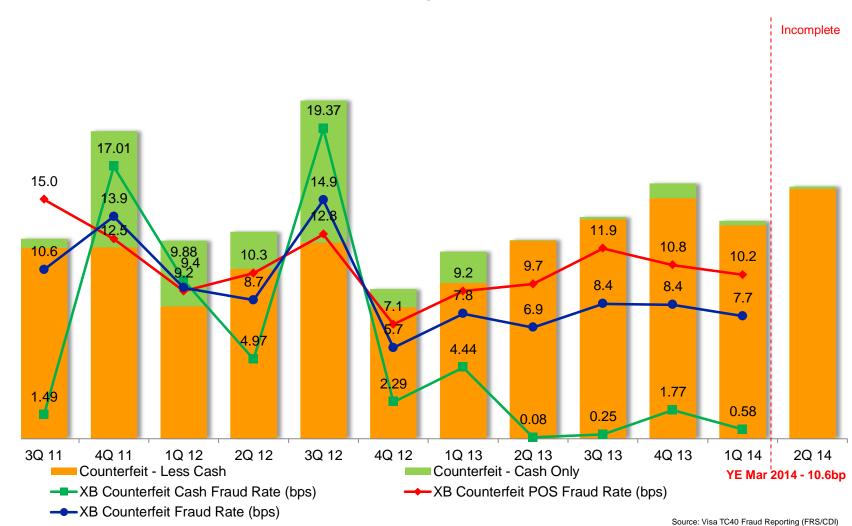
ICカード化その後 英国の事例





日本のアクワイアリング不正の傾向(海外カード偽造)

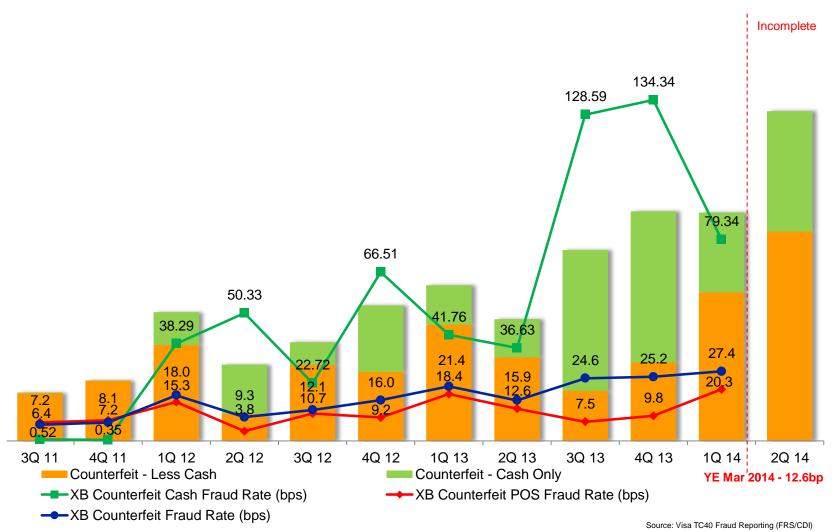
Japan - Overall Acquiring XB Counterfeit





韓国のアクワイアリング不正の傾向(海外カード偽造)

South Korea - Overall Acquiring XB Counterfeit





ありがとうございました





28 | November 27 2014 Visa Public